

消安委第119号
平成29年11月20日

消費者庁長官 殿
経済産業大臣 殿

消費者安全調査委員会
委員長 宇賀 克也

消費者安全法第33条の規定に基づく意見

標記について、消費者安全調査委員会は、玩具による乳幼児の気道閉塞事故に関して行った、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づく調査の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

記

事故を繰り返さないために、行政機関、玩具関連事業者、消費者等といった子供に関する全ての関係者が、事故のリスクの認識を持ち、共有する必要がある。まずは、「何でも口に入れる」という乳幼児の行動特性に加え、咽頭の大きさが最大開口量に比べて小さい、口腔とのど（咽頭・喉頭）が近い、唾液が多い、のどに物が詰まるとそれを自力で外す（嚥下・嘔吐）力が十分でないといった乳幼児の身体的特徴を、関係者が知ることが重要であり、行政機関の役割として、これらの周知が考えられる。

今回、調査委員会は、上記のような乳幼児の行動特性及び身体的特徴並びに誤嚥や窒息を起こす可能性のある玩具の特徴等について、関係者に具体的かつ分かりやすく伝えるために、動画「窒息事故から子どもを守る」及びペーパークラフト「乳児くち・のど模型」を製作した。こうした資料が幅広く関係者に行き渡ることによって、玩具による子供の気道閉塞事故を防ぐことにつながると考えている。

1 経済産業大臣への意見

(1) 事故のリスクの周知

経済産業省は、玩具関連事業者に対して、安全な玩具を製造・販売等するために、乳幼児の行動特性、口腔の構造や嚥下の特徴、誤嚥や窒息を起こす可能性のある玩具の特徴を理解するよう促すべきである。そのために、本報告書、調査委員会が製作した動画「窒息事故から子どもを守る」及びペーパークラフト「乳児くち・のど模型」等も参考にするなどして、乳幼児の行動特性や身体的特徴等について、玩具関連事業者に対して継続的に広く周知すべきである。

(2) 安全な玩具の設計、製造、販売

- ① 経済産業省は、S T基準等の玩具の安全性に関わる基準や国際的な規格等に基づいた対象年齢の設定・表示の徹底を、玩具関連事業者に促すべきである。また、その効果について検証し、十分な実効性が確保されない場合には、更なる施策を検討すること。
- ② 経済産業省は、玩具関連事業者に対して以下に示す取組を行うよう求めるなどして、安全な玩具の設計、製造及び販売につながるよう努めるべきである。
 - (ア) 3歳未満を対象とした玩具のうち、球形、半球形又は楕円体等の球に類する形状の物については、「小部品」の試験に加えて「小球」の試験を実施する等様々な試験方法を併用し、対象年齢を考慮すれば不要と考えられる場合であっても、小部品に分解されることも想定した設計を行い、万一、玩具がのど（咽頭・喉頭）に入っても、気道が閉塞され、窒息しない工夫として、可能な限り大きな穴を多方向に開けるなど、更なる安全性向上の検討を行うこと。
 - (イ) 消費者に対して、対象年齢やS Tマーク等の安全性に係る表示の意味を、分かりやすく、正確に伝えること。

2 消費者庁長官への意見

(1) 事故のリスクの周知

消費者庁は、子供の事故防止に関する司令塔として、内閣府、消防庁、文部科学省及び厚生労働省等と連携しながら、消費者が、乳幼児の行動特性及び身

体的特徴、誤嚥や窒息を起こす可能性のある玩具の特徴、事故のリスク等を具体的に認識できるよう、調査委員会が製作した動画「窒息事故から子どもを守る」やペーパークラフト「乳児くち・のど模型」等も参考にするなどして、事故のリスクを消費者に対して継続的に広く周知すべきである。

(2) 事故防止策の周知のための取組

消費者庁は、以下に示す事故防止策を消費者に周知するなど、消費者の事故防止のための具体的な行動に結び付く取組を行うべきである。

- ① 窒息するとは考えにくい大きさや形状の玩具であっても、粘度のある液体等と入り混じることで窒息する可能性があることから、子供に離乳食を食べさせたり、ミルクを飲ませたりする前には、玩具等の異物が口腔内にあることを確認する。
- ② 玩具の購入時には、当該玩具の対象年齢を確認し、対象年齢に満たない子供に対しては、購入を控える。玩具の購入後は、特に6～20mmの大きさの物は、窒息の可能性があるため、あらかじめ年少の子供の手が届く範囲をチェックし、上記のような玩具は年少の子供の手に触れないところに置く。

(3) 安全性向上に向けた情報の収集及び共有

消費者庁は、どのような状況の下、どのような玩具で誤嚥や窒息等の事故が発生しているのかを、他の行政機関、玩具関連事業者及び消費者等が、具体的に認識し、再発防止のための必要な対応が採れるよう、子供の月年齢、事故が発生した玩具の種類・大きさ・形状・対象年齢、ST基準等の玩具の安全性に関わる基準や国際的な規格等への適合の有無、玩具の保管状況、玩具の持ち主、採られた対処方法等を収集、蓄積して、その情報を関係者間で広く共有できるよう対応すべきである。また、可能な限りの範囲で、CT画像等の医療データを収集・蓄積することが望ましい。

(4) 重篤化の防止に関する周知

消費者庁は、消防庁と連携しながら、消費者に対して、気道閉塞となった場合の正しい対処方法（背部叩打法、胸部突き上げ法又はハイムリック法）について、最寄りの消防署や日本赤十字社等で専門家から学ぶことを促すべきである。